（表　面）

日本政府

記名　引揚者特別交付金国庫債券　○号 1111111

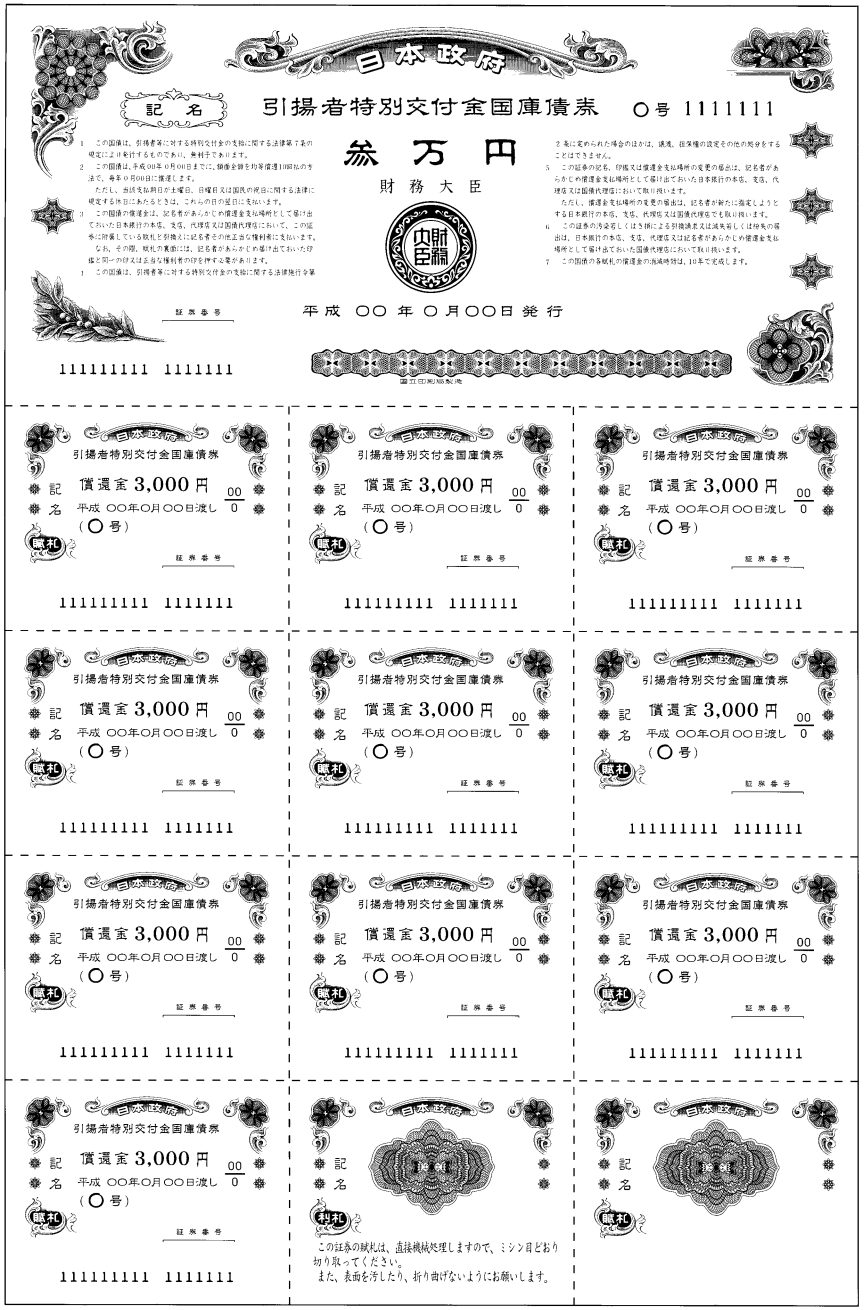
参万円

財務大臣

平成○○年○月○○日発行

証券番号 11111111 1111111

1　この国債は、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律第7条の規定により発行するものであり、無利子であります。
2　この国債は、平成○○年○月○○日までに、額面金額を均等償還10回払の方法で、毎年○月○日に償還します。
ただし、当該支払期日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたるときは、これらの日の翌日に支払います。
3　この国債の償還金は、記名者があらかじめ償還金支払場所として届け出ておいた日本銀行の本店、支店、代理店又は国債代理店において、この証券に附属している政札と引換えに記名者その他正当な権利者に支払います。
なお、その際、政札の裏面には、記名者があらかじめ届け出ておいた印鑑と同一の印又はこれと異なる権利者の印を押すことがあります。
4　この国債は、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律施行令第2条に定められた場合のほか、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはできません。
5　この証券の記名、印鑑又は償還金支払場所の変更の場合は、記名者があらかじめ償還金支払場所として届け出ておいた日本銀行の本店、支店、代理店又は国債代理店において取り扱います。
ただし、償還金支払場所の変更の届出は、記名者が新たに指定しようとする日本銀行の本店、支店、代理店又は国債代理店でも取り扱います。
6　この証券の汚染若しくはき損による引換請求又は滅失若しくは毀棄の届出は、日本銀行の本店、支店、代理店又は記名者があらかじめ償還金支払場所として届け出ておいた国債代理店において取り扱います。
7　この国債の各政札の償還金の支払時期は、10本ずつ定めます。



この証券の政札は、直接機械処理しますので、ミシン目どおり切り取ってください。
また、表面を汚したり、折り曲げないようにお願いします。

（裏　面）

30,000円

印鑑欄 ※

償還金支払場所欄 ※

記名欄

※印の欄は、この証券受領後必ず記名者において、なつ印又は記入してください。
また、印鑑を変更したときは、その都度なつ印してください。

